

コープみらい 暮らしと地域づくり助成 応募要項

コープみらい社会活動財団

【コープみらい 暮らしと地域づくり助成とは】

くらしや文化の向上、社会発展、地域の活性化をめざす市民団体の2018年度の活動・事業に対して助成する制度です。20万円を上限に、活動事業計画予算額の半分を助成します。

1. 対象分野

下記の分野を対象とします。

「食・食育」「消費者の権利」「福祉、健康」「子ども・子育て、次世代支援」「教育、文化、スポーツ」「環境保全」「地域社会参加、行政との連携、NPO・NGOとの連携」「人権、平和、国際協力・交流」「防犯・防災、災害支援」など

2. 応募期間

2017年10月2日（月）～11月10日（金）当日消印有効

3. 対象期間

2018年3月21日～2019年2月末までの活動・事業

4. 対象団体の要件

(1) 公益を目的とした団体で千葉県、埼玉県および東京都内に活動拠点がある団体の事業・活動を対象とします。（法人格の有無は問いません）

※上記エリア内で、広域的に活動をおこなっている団体も対象とします。応募する際は、主な活動エリアの事務局にご応募ください。

(2) 代表者・所在地等、組織や事業の運営の重要事項が定まっていて会員数が5人以上の団体とします。

(3) 政治・宗教活動や営利を目的とする事業・活動は対象から除外します。

5. 助成内容

(1) 1団体につき原則として20万円を上限に、活動・事業計画予算額の半分を助成します。

(2) 当該年度での助成は1団体について1件に限ります。

(3) 活動・事業計画が他団体の助成と直接重複する場合は助成できません。

(4) 団体への助成回数の上限は2回とします。助成を一度受けた団体は、次年度以降に応募ができません。

※コープみらい社会貢献活動助成金がスタートした2013年度助成（2014年度事業）からカウントします。

6. 対象費目

(1) 具体的な計画と適正に見積もられた予算による活動・事業であることを重視します。

(2) 助成事業に必要な人件費と物件費は、必要性の有無を個別に審査し判断します。

(3)組織の運営に必要とされる通常の経費や個人的な使用が可能となる物品の購入費（家賃、電話・FAX、車両、カメラなど）は、原則として助成の対象外とします。土地の購入または賃借に要する経費は、助成の対象外とします。

(4)活動経費内訳は、以下の項目をご使用ください。

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1) 講師謝礼 | 4) 備品購入費 | 7) 印刷製本費 |
| 2) 旅費交通費 | 5) 消耗品購入費 | 8) 通信・運搬費 |
| 3) 会場費 | 6) 人件費 | 9) その他 |

7. 選考方法

選考は下記選考基準に基づいて、コープみらい各都県本部の「くらしと地域づくり選考委員会」にて行います。

〔選考基準〕

1)社会貢献性	社会的な問題を解決するための方向性が示され、具体的に実践している。
2)持続性・継続性	団体設立年数、組織人数の2点から持続性・継続性を評価
3)独自性・革新性・先見性	新たな発想や視点から、創意・工夫した事業・活動と認められる。また、新たな分野へのチャレンジ、が認められる。
4)将来性・発展性・期待値	今後、事業・活動に更なる広がりの可能性や進化が期待できる。
5)実現性	計画が実現可能であることが認められる。
6)財政状況	助成することで、財政基盤が強化され、活動目的が実現できる。

8. 「応募要項・用紙」の入手方法

「応募要項・用紙」は下記のいずれかの方法にて入手できます。

- (1)コープみらい社会活動財団ホームページからダウンロード
- (2)コープみらい各都県本部の「社会貢献活動表彰・助成金」事務局へ送付依頼

9. 応募方法

ご応募の方は下記書類を郵送にてお送りください（持ち込み不可）。なお、選考過程で、必要に応じて聞き取りや団体訪問をおこないます。

- (1)応募用紙（所定書式4枚にまとめてください）
- (2)会則・規則など団体の組織や運営について定めたもの（書式は問いません）
- (3)会員名簿、役員名簿など
- (4)前年度の収支決算書（1年間の会計収支決算が分かるもの、新規に立ち上げる団体は予算書を提出してください）
- (5)団体の広報誌、会報、その団体の活動内容が分かるもの（最新版のみ、CDなどはご遠慮ください）

※お送りいただいた書類はお返しできませんので、送付前に必ずコピーをお取りください。

10. 選考結果

選考結果は、2018年2月中旬に文書にて連絡します。なお、選考の内容、結果、理由等に関するお問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

11. 助成決定後について

- (1)助成金は、2018年3月20日までに指定された口座に振り込みます。
- (2)助成期間中に、助成団体への聞き取りや、助成団体の活動内容や取材内容をコープみらい広報誌、財団ホームページ等に掲載する場合があります。
- (3)助成団体は、活動・事業の終了の1ヶ月後までに決算・活動報告書を提出いただきます。(提出期限 2019年3月末日まで)
- (4)コープみらい各都県本部がおこなう社会貢献活動表彰・助成金活動交流会(2018年度予定)にご出席いただきます。
- (5)助成金の返還を求める場合
 - ①事業内容の変更及び中止をする場合、事前に事務局へご連絡下さい。所定の手続きを行います。その際、助成金は減額または全額返金となる場合がありますのでご了承ください。
 - ②事業計画や実施内容、収支決算に虚偽や不正が認められる場合は、助成の取り消し及び助成金の全額を返金していただきます。

12. 応募書類送付先・お問い合わせ先

主な活動エリア	千葉県	生活協同組合コープみらい 千葉県本部 参加とネットワーク推進室 「社会貢献活動表彰・助成金」事務局 〒260-0027 千葉市中央区新田町 36-15 千葉テックビル 4F TEL:043(301)6686(9:00~17:00土曜・日曜休み) FAX:043(301)6688 E-mail: mirai_jyoseikin-chiba@coopnet.or.jp
	埼玉県	生活協同組合コープみらい 埼玉県本部 参加とネットワーク推進室 「社会貢献活動表彰・助成金」事務局 〒336-0024 さいたま市南区根岸 1-6-12 TEL:048(839)2711(9:00~17:00日曜・祝日休み) FAX:048(865)3158 E-mail: jyoseikin@coopnet.or.jp
	東京都	生活協同組合コープみらい 東京都本部 参加とネットワーク推進室 「社会貢献活動表彰・助成金」事務局 〒164-0011 中野区中央 5-6-2 TEL:03(3382)5665(9:00~17:30日曜・祝日休み) FAX:03(5385)6035 E-mail: tokyo_kouhou@coopnet.or.jp

※広域的に活動をおこなっている団体は、主な活動エリアの事務局にご応募・お問い合わせください。

◆コープみらい財団ホームページ (<http://www.coopmirai-zaidan.or.jp/>)

■本助成金で取得した個人情報を含む受領した情報の取り扱い

- ・応募用紙に記載の情報は、本助成事業の目的以外には利用しません。
- ・報告書の内容等を本助成事業の財団ホームページ、情報紙等で掲載する場合があります。